

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、後藤治1号池共同施行が単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）後藤治1号池地区を行うことについて令和2年12月22日認可した。

令和3年1月5日

香川県知事 浜 田 恵 造